

公 告

アクサ生命健康保険組合

理事長 川野 多恵子

令和5年度 一般保険・介護保険の保険料率及び加入者平均標準報酬月額について

令和5年2月27日のアクサ生命健康保険組合組合会の承認を得て、一般保険・介護保険の保険料率は下記のとおり決まりましたので公告いたします。一般保険料・介護保険料とも保険料率は「据え置き」となります。

また、令和4年9月30日時点の加入者平均報酬月額により、加入者平均の標準報酬月額は令和4年度と同様に41万円（日額13,670円）となります。

	令和4年度	令和5年度	事業主負担	被保険者負担
健康保険料率	94/1000	94/1000	53/1000	41/1000
介護保険料率	17/1000	17/1000	8.5/1000	8.5/1000
加入者平均標準報酬月額	41万円	41万円（日額13,670円）		

- ・ 保険料は、令和5年3月分（3月賞与控除・4月給与控除）から適用されます。
 - ・ 任意継続被保険者は4月分より適用となります。
 - ・ 40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険料と介護保険料が控除されます。
 - ・ 加入者平均標準報酬月額（41万円）は、下記①②において適用されます。
- ① 退職後に任意継続される際に、退職時の標準報酬月額と加入者平均標準報酬月額のどちらか低い方の金額に対して保険料を賦課します。
- ② 傷病手当金や出産手当金の1日あたりの支給額を計算する際に、支給開始日以前の被保険者期間が12ヵ月に満たない場合には、支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額と、加入者平均標準報酬月額を比べて少ない方の額を使用して計算します。

以上